

ベトナム

工業意匠に関する産業財産細則

工業意匠に関する産業財産権の確立手続の実行について定める 2003 年 11 月 5 日省令

NO. 29/2003/TT-BKHCHN

2003 年 11 月 26 日施行

目次

第 I 章 一般規定

第 1 条 用語の定義

第 2 条 書類の証明

第 3 条 主体の名義で工業意匠登録手続を実行する資格を有する者

第 4 条 工業意匠登録手続の実行の委任

第 II 章 出願及び出願の処理

第 1 節 出願

第 5 条 出願の方式要件

第 6 条 出願の実質的要件

第 2 節 出願書類の提出及び受領

第 7 条 出願書類の提出

第 8 条 出願書類の受領

第 3 節 出願の方式審査

第 9 条 方式審査の目的及び内容

第 10 条 公式に受理された出願

第 11 条 方式審査期間中の出願書類の欠陥の処理

第 12 条 出願日の決定

第 13 条 優先日の決定

第 14 条 出願の公式受理の通知

第 15 条 出願の公式拒絶の通知

第 16 条 方式審査の期限

第 4 節 出願の公開

第 17 条 公式に受理された出願の公開

第 18 条 出願公開の期限

第 19 条 公開すべき出願内容

第 20 条 公式に受理された出願についての詳細情報の入手

第 5 節 出願の実体審査

第 21 条 実体審査の目的

- 第 22 条 実体審査の過程における調査結果の使用
- 第 23 条 第三者の提出した意見の考慮
- 第 24 条 方式上の欠陥の訂正及び／又は出願内容についての説明の要求
- 第 25 条 実体審査の停止
- 第 26 条 実体審査の停止についての審判請求；実体審査の再開
- 第 27 条 保護条件(特許基準)によるクレーム対象の特許可能性評価の内容及び手続
- 第 28 条 実体審査の結果の通知
- 第 29 条 実体審査の期限

第 6 節 出願の補正

- 第 30 条 出願の補正，補充，分割，移転

第 III 章 特許基準に基づくクレーム対象の評価

- 第 31 条 出願書類に記載されたクレーム対象の工業意匠特許基準に対する適合性の評価
- 第 32 条 クレームされた工業意匠の原型としての利用可能性の評価
- 第 33 条 クレームされた工業意匠の新規性の評価
- 第 34 条 特許可能性についての結論；保護の範囲(量)の決定

第 IV 章 保護証書の付与，登録，審判請求，停止及び無効

第 1 節 保護証書及びその副本の付与及び再発行

- 第 35 条 保護証書の付与
- 第 36 条 保護証書副本の発行若しくは再発行又は保護証書の再発行を請求する権利
- 第 37 条 保護証書副本の発行若しくは再発行又は保護証書の再発行の請求に係る一件書類
- 第 38 条 保護証書副本の発行／再発行又は保護証書の再発行の請求に係る一件書類の処理

第 2 節 国家登録及び保護証書の付与決定の公告

- 第 39 条 工業意匠の国家登録簿
- 第 40 条 保護証書の付与決定の公告

第 3 節 保護証書の付与手続に関する審判請求

- 第 41 条 審判請求の権利を有する者，審判請求の対象及び期限
- 第 42 条 審判請求の一件書類
- 第 43 条 審判請求人の責任
- 第 44 条 審判請求の取下
- 第 45 条 審判請求の処理
- 第 46 条 利害関係人
- 第 47 条 審判請求についての決定
- 第 48 条 審判請求についての行政決定の効力

第4節 保護證書の効力停止，無効

第49条 保護證書の効力停止／無効を請求する権利

第50条 保護證書の効力停止／無効の請求に係る一件書類

第51条 保護證書の効力停止／無効の請求の処理

第V章 保護證書の補正及び更新

第1節 保護證書の補正

第52条 保護證書の補正を請求する権利

第53条 保護證書の補正請求に係る一件書類

第54条 一連の保護證書の補正請求

第55条 保護證書の補正請求の処理

第2節 保護證書の更新

第56条 更新の条件

第57条 更新請求に係る一件書類

第58条 更新請求に係る一件書類の処理

第VI章 手数料の徴収及び返還；所定期間の延長及び短縮

第59条 手数料の徴収

第60条 手数料の返還

第61条 手数料返還の方法

第62条 期間の延長

第63条 期間の短縮

第VII章 最終規定

第64条 工業所有権に関する公的義務を履行する者の責任

第65条 不服申立

第66条 工業意匠登録手続の実行に当たっての出願及び個々の手続に関する規則

第67条 施行

第 I 章 一般規定

第 1 条 用語の定義

1.1 本省令(以下「本細則」という。)において次の用語は、次の通り解釈されるものとする。

(a) 「政令」とは、工業所有権に関する 2001 年 2 月 1 日の政令 NO. 06/2001/ND-CP により改正された工業所有権の規則について詳細に定めた 1996 年 10 月 24 日の政令 NO. 63-CP をいう。

(b) 「出願」とは、工業意匠について特許付与を求める出願をいう。

(c) 「出願人」とは、出願の名義人である主体をいう。

(d) 「工業意匠登録手続」とは、工業意匠に関する工業所有権の確立のための手続及びその他の関係手続をいう。

1.2 その他の関係用語は、政令に定義される通り解釈されるものとする。

第 2 条 書類の証明

2.1 書類の原本の証明

工業意匠登録手続の実行過程において、手続書類の原本は、次に掲げる規定に従って、作成名義人である主体自体がこれを証明しなければならない。

(a) 書類の作成名義人である主体が個人である場合は、当該個人又はその者の権限ある代表者の署名及び完全名称が当該書類に付されること、又は

(b) 書類の作成名義人である主体が証明のために登録済み印鑑を使用することが義務付けられている団体の場合は、その押捺とともに当該団体の法律上の代表者の署名が当該書類に付されること

2.2 複写書類の証明

(a) 何らかの複写手段により作成された各複写書類は、工業意匠登録手続の実行過程において公式の書類として使用することができるためには、本細則 2.2(b)に従って原本の真正謄本として、証明されなければならない。

(b) 複写書類は、それが次の何人かによる証明を含むときは、原本の認証済み真正謄本とみなされる。公証人、人民委員会、その他所轄当局、原本の作成名義人である関係取引の主体(関係する者全員)又は当該主体の権限ある代表者。複写書類が複数頁から構成され、かつ、その証明のために登録印鑑の押捺を要する場合は、当該証明は、各頁に又は連続する頁に跨って登録印鑑を押捺することにより行うことができる。

2.3 翻訳文の証明

(a) 書類のベトナム語翻訳文は、工業意匠登録手続の実行の過程において公式の書類として使用することができるためには、本細則 2.3(b)に従って原本の逐語翻訳文であることを証明されなければならない。

(b) 書類の翻訳文であることは、次の何れか 1 の方法で証明することができる。

－ 公証人の証明

－ 書類の作成名義人である主体自体(関係する者全員)による証明

－ 関係の手続遂行において当該翻訳文を審査する責任を負う所轄当局による認定

第 3 条 主体の名義で工業意匠登録手続を実行する資格を有する者

3.1 本細則 3.2 及び 3.3 の規定に基づく資格を有する者のみが、知的所有権庁及びその他の所轄当局において主体の名義で工業意匠登録手続を実行することができる。

知的所有権庁及びその他の所轄当局は、前記の有資格者との取引のみに携わるものとし、このような者との取引のみが関係主体との公式の取引とみなされる。

3.2 主体が政令第15条(2)及び(3)(a)の規定に基づいて出願し、かつ、関係手続を実行する資格を有する場合は、次に掲げる者が当該主体の名義で知的所有権庁又はその他の所轄当局において工業意匠登録手続を行うことができる。

(a) (主体が個人である場合は)関係主体自体である個人又はその法律上の代表者

(b) (出願人が法人又はその他の団体である場合は)主体の法律上の代表者、主体の法律上の代表者により委任された主体の個別の構成員、又は主体の法律上の代表者により委任された主体の代理店若しくは支店の長

(c) 主体が外国人の場合は、当該主体を代理する権限を付与されたベトナムに居住する代理店の長、又は、当該主体の代表者である権限を付与された者であって、当該主体の100%出資によりベトナムにおいて設立された子会社の法律上の代表者

(d) 主体が個人、法人その他の団体から構成されている場合は、本細則3.2(a)、3.2(b)又は3.2(c)に基づいて手続実行の資格を有する者であって、個人の集団の1構成員であるか、又は共に主体の名義で存在する法人その他の団体の集団の1構成員に属する者。ただし、当該の者が、主体の代表者であることを他の構成員全員から委任されることを条件とする。

3.3 政令第15条(3)(b)により主体が工業所有権代理人機関を通じて手続を実行する必要がある場合を含め、主体が出願及び関係手続の実行を工業所有権代理人機関に委任する場合は、委任状において主体が指定した当該工業所有権代理人機関の法律上の代表者又は授権された代理人のみが本細則3.1に規定される手続を実行する資格を有する。

第4条 工業意匠登録手続の実行の委任

4.1 工業意匠登録手続の実行の委任及び委任された行為の実行は、民事契約及び委任契約についての民法の規則並びに本細則の規定に従ってされるものとする。

4.2 工業意匠登録手続の実行の行為の委任は、書面(委任状の様式)とするものとし、それには少なくとも次に掲げる情報を含めなければならない。

(a) 委任者の完全名称及び完全住所

(b) 受任者の完全名称及び完全住所

(c) 委任の範囲(受任者が委任者の名義で行うべき受任行為)

(d) 委任状の発行日

(e) 委任状発行者の署名及び/又は印影(印鑑を有する場合)

(f) 委任の期限

委任状に委任期限が明示されていない場合は、委任は、委任者が当該委任の終了を宣言しない限り無期限にその効力を持続するとみなされる。

4.3 受任者は、本細則3.2に規定される工業意匠登録手続を実行する資格を有する者又は工業所有権代理人機関の何れかでなければならない。

4.4 委任に基づいて工業意匠登録手続を実行するに際し、受任者は、委任状の原本を提出しなければならない。委任の範囲に変更があった場合、又は委任期限の満了前に委任が終了した場合は、その旨を書面により知的所有権庁又はその他の所轄当局に通知しなければならない。当該委任範囲の変更又は委任の終了については、所轄庁が前記の通知を受領した日から初めてその効力を生じる。

4.5 複数の異なる手続に関連して各種の行為を委任する委任状の原本が知的所有権庁に提出されている場合において、その後の受任行為を行うときは、受任者は、当該委任状原本を含む一件書類の連続番号及び提出日を明確に表示しなければならない。

第 II 章 出願及び出願の処理

第 1 節 出願

第 5 条 出願の方式要件

5.1 出願は、次の方式要件に従って、しなければならない。

(a) 本細則 5.2 及び 5.3 に規定の通り他の言語による作成が許されるものを除いて、すべての出願書類は、ベトナム語により作成しなければならない。

(b) 出願書類は、A4 寸法(210mm×297mm)の用紙の片面に各辺 20mm の余白を設けて縦向きに作成しなければならない。(ただし、横向きに表現することができる工業意匠の図面、写真を除く。)この規則は、本来出願書類に含めるために作成されたものでない補助資料には適用されない。

(c) 書類が所定の様式に従う必要がある場合は、当該書類は、所定の様式の該当する空欄に記入して作成しなければならない。

(d) 書類が複数の頁を含む場合は、各頁にアラビア数字で頁番号を付さなければならない。

(e) 出願書類はすべて、抹消及び訂正することなく明瞭にタイプ書するか、又は色褪せし難い印刷により作成しなければならない。

(f) 出願書類において使用する語句及び用語は、慣用語とする。出願書類において表示するすべての記号、測定単位及び電子文字フォントは、ベトナムの正規の標準に適合するものでなければならない。

(g) 出願書類には、出願書類の全部若しくは一部に対応する電子データ記憶媒体のような補助資料を同封することができる。当該補助資料は、知的所有権庁が発する書類の方式に関する規則に従って作成しなければならない。

5.2 次の書類は、ベトナム語以外の言語でも作成することができる。ただし、それらのベトナム語翻訳文を添付しなければならない。

(a) 委任状

(b) 出願人が他人から出願の権利を得た場合は、当該出願をする権利の正当性を証明する書類(例えば、相続証明書、既にされた出願に関する権利の移転を含め出願する権利の移転に係る証明書又は契約書、雇用契約書又は労働契約書等)

(c) 優先権を証明する書類(例えば、当該出願/最初の出願の写しであることを証明する、受理官庁により発行の証明書、物品等博覧/展示の証明書、優先権が他人から移転された場合における優先権移転証等)

5.3 次の書類は、ベトナム語以外の言語でも作成することができる。ただし、知的所有権庁が要求する場合はベトナム語翻訳文を添付しなければならない。

(a) 優先権の享受を証明する最初の出願の写し

(b) 当該出願に対応する他の補助資料

第 6 条 出願の実質的要件

6.1 出願は、政令第 11 条(2)に規定される単一性の要件を満たさなければならない。出願は、次の場合の何れか 1 に該当するときは、単一性の要件を満たすとみなされる。

各出願は、1 製品又は 1 組物の 1 工業意匠についてのみ特許を請求することができ、当該工業意匠は、異なる実施態様を含むことができる。

工業意匠の異なる実施態様は、1 出願人の異なる出願において提示することができる。ただし、後の出願書類において、それにより請求される工業意匠が先になされた出願により請求

された工業意匠の1実施態様である旨の引用、並びに当該先になされた出願の出願番号及び出願日が表示されることを条件とする。当該引用が含まれない場合は、後の出願のクレームに基づく工業意匠は、新規性を欠き、かつ、先の出願のクレームに基づく工業意匠と本質的に異ならないとみなされる。当該引用が含まれる場合は、出願人は、当該出願において提示された工業意匠のすべての実施態様について1意匠特許の付与を受けることができる。

本項における用語は、次の通り解釈されるものとする。

－ 製品とは、何らかの物品、道具、装置、手段等であって、工業的方法若しくは手工業により製造することができ、かつ、特有の組成上の特徴及び機能を含み、独立して流通させることができるものをいう。

－ 組物とは、2以上の独立した製品の一群であって、通常は共に使用され又は1の共通目的を達成するものをいう。

－ 1工業意匠の異なる実施態様とは、1製品又は本質的には相互に異なる1組物に表示された1工業意匠の変形をいう。

6.2 出願書類は、次のものを含まなければならない。

(a) 工業意匠特許を求める願書。これは、本細則の別表に規定される様式に従って作成しなければならない。(以下「願書」という。)

(b) クレームされた工業意匠の明細書(以下「明細書」という。)

(c) クレームされた工業意匠の写真又は図面1式の5通

(d) 委任状(工業所有権代理人機関を通じて出願される場合)

(e) 出願が国際条約に基づく優先権を主張してされる場合は、最初の出願書類の写し又はクレームされた工業意匠の博覧／展示を証明する書類の写し

(f) 出願手数料、出願公開手数料、優先権主張手数料(優先権が主張される場合)、実体審査の手数料及び工業意匠の分類手数料(出願人が出願書類に記載のクレームされた工業意匠の分類を完成させていない場合)の納付証

6.3 本細則 6.2 に列举された書類は、同時に一括して提出しなければならない。ただし、特に次に掲げる書類は、出願日から3月以内に提出することができる。

(a) 6.2(b)に規定される書類のベトナム語翻訳文。ただし、それらの英語版が出願書類に含まれていることを条件とする。

(b) (ベトナム語翻訳文も含み)本細則 6.2(d)に規定される書類の原本。ただし、当該原本の写しが出願書類に含まれていることを条件とする。

(c) 本細則 6.2(e)に規定される書類(知的所有権庁の要求により必要なときは、そのベトナム語翻訳文を含む。)

6.4 出願書類に記載された情報の真実性について疑義(情報、証拠)が存在する場合は、知的所有権庁は、疑わしい情報の真実性を確認する書類、特に次のものを要求日から1月以内に提出するよう出願人に対して要求することができる。

(a) 出願人が他人から出願する権利を取得した場合は、この権利の正当性を証明する書類(例えば、相続証明書又は出願する権利の移転に係る証書若しくは契約書、又は雇用契約書、労働契約書等)

(b) クレームされた工業意匠が商標又は商号を含む場合は、当該商標又は商号の所有権の正当性を証明する書類

6.5 願書において、出願人は、(ロカルノ協定に従う)工業意匠の国際分類に従ってクレーム

された工業意匠の分類インデックスを表示しなければならない。出願人が所定の分類インデックスを表示しないか又は誤って表示した場合は、知的所有権庁は、自動的に工業意匠の分類サービスを行うものとし、出願人は当該サービスについて所定の手数料を納付しなければならない。

6.6 明細書

(a) 明細書は、次の情報を含まなければならない。

- － クレームされた工業意匠を付した製品の名称
- － クレームされた工業意匠を付した製品の使用分野
- － クレームされた工業意匠と比較して差異が最少である既知の工業意匠
- － 写真及び図面の一覧
- － クレームされた工業意匠の説明書(以下「説明書」という。)
- － クレーム

(b) 説明書は、クレームされた工業意匠に本質的なすべての形状特徴を提示しなければならない。創作者が新規に創作した形状特徴のうち、クレームされた工業意匠と差異が最少である既知の意匠とを区別し、かつ、写真及び図面の实例表示に合致するものを明確にしなければならない。

クレームされた工業意匠が異なる実施態様から構成される場合は、説明書はすべての実施態様を提示し、かつ、基本的実施態様の特徴とは明確に区別される派生的実施態様の特徴を明確にしなければならない。

クレームされた工業意匠が1組物の意匠である場合は、説明書は、当該組における各製品の意匠を完全に提示しなければならない。

(c) クレームは、クレームされた工業意匠に与えられる保護の範囲(量)を決定するのに使用される。クレームは、クレームされた形状特徴、すなわち、既知である類似の工業意匠とは明確に区別される新規の特徴を明記しなければならない。

クレームされた形状特徴は、次の順序で提示しなければならない。

形状特徴及び／又は線の特徴及び／又はこれらの特徴の間の相互関係及び／又は色彩(もしあれば)

6.7 写真及び図面一式は、クレームされた工業意匠の形状特徴を完全に開示するのに使用されるものであり、説明書及びクレームに合致し、かつ、次の要件にも従うものとする。

(a) 写真／図面は、明確かつ鮮明でなければならない。そこにはクレームされた工業意匠を有する製品以外の如何なる製品の形象も含んではならない。

(b) すべての写真／図面は、同一縮尺で作成しなければならない。各写真又は図面の寸法は、90mm×120mm 以上で 210mm×297mm 以下とする。

(c) 各写真又は図面は、A4 寸法(210mm×297mm)の白色紙面上に表示又は貼付し、本細則 6.6(a)に従って連続して番号を付さなければならない。

(d) 写真／図面一式は、クレームされた工業意匠を有する製品の透視図を含まなければならない。

(e) クレームに適合して、クレームされた工業意匠の異なる横断面を有する投影像は、クレームされた工業意匠の形状特徴が明確に開示される写真／図面一式中に含めなければならない。

(f) クレームされた工業意匠の各派生的実施態様は、基本実施態様の特徴から区別する当該

実施態様の特徴を明確に示す写真又は図面と共に同封しなければならない。

(g) 蓋付の製品又は折畳み式の製品(例えば、衣装戸棚、旅行カバン等)については、開放状態での当該製品の写真を利用可能にしなければならない。

(h) 組物については、組物全体の透視図及び組物の各個別製品の投影像を利用可能にしなければならない。

6.8 クレームされた工業意匠の明細書及び写真／図面 1 式に関する詳細な要件については、知的所有権庁がこれを定める。

第 2 節 出願書類の提出及び受領

第 7 条 出願書類の提出

出願書類は、知的所有権庁又は知的所有権庁が設置した他の受領機関に対して提出することができる。出願書類は、前記の受領機関に宛てて書留郵便で送付することもできる。

第 8 条 出願書類の受領

8.1 出願書類を受領したときは、知的所有権庁は、次の行為を行う。

- (a) 願書に記載された提出書類の一覧を点検すること
- (b) 願書に列挙された書類と実際に提出された書類との間の不一致の有無を検証すること
- (c) 本細則 8.2 により出願を受領するか否かを判定するために出願の予備審査を行い、受理要件が満たされている場合は、願書に出願日を証明する受領スタンプを押捺すること
- (d) 出願書類の受領証を出願人に交付すること。なお受領証には、出願日と出願番号を証明するスタンプ、書類のチェックリスト、並びに当該出願を受領した係官の完全名称及び署名を含めなければならない。

8.2 知的所有権庁は、次に掲げる必要書類の何れかを欠く出願を受領してはならない。

- (a) 出願人の名称及び住所が記載されている願書
- (b) クレームが含まれている明細書
- (c) クレームされた工業意匠の写真／図面一式
- (d) 出願手数料の納付証

8.3 受領日から 15 日以内に出願書類が受理されない場合は、知的所有権庁は、拒絶通知書を出願人に交付する。当該拒絶通知書には、拒絶の理由、及び出願人が出願書類の欠陥を訂正するための 2 月の期間を明記しなければならない。

出願人が、本細則 8.2 に規定の通り必要書類の提出を完了した場合は、当該提出の完了日を出願書類の受領日とする。

出願が拒絶された場合は、知的所有権庁は、出願書類を出願人に返却しない。ただし、納付済みの手数料は、本細則に規定される手数料返還手続に従って返還されるものとする。

第 3 節 出願の方式審査

第 9 条 方式審査の目的及び内容

出願の方式審査とは、出願を公式に受理することができるか否かの結論を導くための基礎として、当該出願が出願の方式要件に適合しているか否かを審査することである。

公式に受理された出願は、引き続き更に審査される。受理することができないと公式に判定された出願は、(その後の審査を停止して)拒絶されるものとする。

第 10 条 公式に受理された出願

10.1 出願は、次の何れにも該当しない場合は、公式に受理されたとみなされる。

- (a) 本細則 5.2 及び 5.3 に規定される場合を除いて、出願書類がベトナム語以外の言語で作

成されている場合

- (b) 願書に、創作者又は出願人及び／又はその代表者について要求される情報、又は出願人及び／又はその代表者の署名及び／又は印影の何れかが欠けている場合
 - (c) 出願人が出願する法的権利を有していないと判定する理由が存在する場合
 - (d) 出願が政令第 15 条の規定に従ってされていない場合
 - (e) 明細書が英語で作成されていて、出願人が本細則 6.3 に規定される期限内にそのベトナム語翻訳文を提出していない場合
 - (f) 委任状が本細則 6.3 に規定される期間内に提出されていない場合
 - (g) 出願書類に本細則第 11 条に規定される出願の有効性に影響する欠陥が存在する場合において、知的所有権庁からの訂正要求があったにも拘らず、出願人が訂正を行わなかったか又は要求に応じる十分な訂正を行わなかったとき
 - (h) 出願書類に記載されたクレーム対象が民法第 787 条及び政令第 5 条(3)の規定に従う特許可能な主題の範疇に含まれないことを速やかに確認することができる理由が存在する場合
- 10.2 複合クレーム対象を含む出願が本細則 10.1(h), 11.1(a), 11.1(b)及び 11.1(e)に規定される事例に該当する場合において、出願書類における欠陥が出願書類に記載されたクレーム対象の全部には関係しないときは、当該出願は、部分的に(欠陥に係るクレーム対象について)公式に拒絶されたとみなされ、欠陥に係らないクレーム対象については、当該出願が公式に受理されたとみなされる。

第 11 条 方式審査期間中の出願書類の欠陥の処理

11.1 出願書類における次の欠陥は、方式審査期間中に訂正することができる。

- (a) 出願書類に含まれる書類の通数が必要通数に達していないこと
- (b) 出願が単一性要件を満たしていないこと
- (c) 出願が様式上の提出方式の要件を満たしていないこと
- (d) 出願人の情報について、出願書類間で不一致が存在すること、又は書類に抹消の跡が存在すること、又は必要な証明がされていないこと
- (e) 関係手数料が本細則 6.2(f)に規定の通りに完全には納付されていないこと

11.2 出願人は当該欠陥については、通知日から 2 月以内にこれを完全に訂正しなければならない。

第 12 条 出願日の決定

出願日は、出願書類が知的所有権庁に到達し、願書に押された受領スタンプに記載された日とする。

第 13 条 優先日の決定

13.1 出願に優先権の主張が含まれない場合、又は優先権の主張が含まれるがそれが知的所有権庁により受理されない場合は、出願日が優先日となる。

13.2 出願に優先権の主張が含まれ、かつ、それが知的所有権庁により受理された場合は、当該優先権主張に記載の日が優先日となる。

第 14 条 出願の公式受理の通知

出願が公式に受理することができる場合とみなされる場合は、知的所有権庁は、出願人に対し出願公式受理通知書を発出し、それには出願人の名称及び住所、工業所有権代理人機関の名称(工業所有権代理人機関を通じて出願される場合)、出願書類に記載されたクレーム対象の名称、当該出願の出願日、連続番号及び優先日が記載されるものとする。優先権の主張が却下

された場合は、その理由が通知書に明記されるものとする。

第 15 条 出願の公式拒絶の通知

出願が公式に受理することができないとみなされる場合は、知的所有権庁は、出願人に対し出願拒絶意思通知書を発出し、それには出願不受理の理由となった欠陥、及び出願人が出願拒絶に対して意見を述べる期間として拒絶通知日から 2 月の期間が明記される。

出願人が出願拒絶意思についての意見を提示しないか又は提示した意見が適切でない認められる場合は、知的所有権庁は、出願公式拒絶通知書を発行し、かつ、出願人の請求に基づいて出願方式審査後の手続及びサービスに関して納付された手数料を返還する。

第 16 条 方式審査の期限

16.1 出願の方式審査の期限は、出願日から起算して 1 月とする。本細則 6.3 に規定される補充書類が遅れて提出されて完備した出願に関しては、方式審査の期限は、必要書類の提出が完了した日から起算して 1 月とする。

16.2 出願の方式審査の過程において、出願人が自発的に又は知的所有権庁の求めに応じて出願書類の補正及び／又は補充を行った場合は、出願の方式審査の期限は、15 日間延期することができる。出願の補正及び／又は補充が知的所有権庁の求めに応じてされた場合は、当該補正及び／又は補充のために出願人に与えられる期間は、当該出願に係る方式審査の期限決定において算入されないものとする。

第 4 節 出願の公開

第 17 条 公式に受理された出願の公開

公式に受理された出願は、知的所有権庁により工業所有権公報により公開されるものとする。出願人は、出願公開について所定の手数料を納付しなければならない。

第 18 条 出願公開の期限

出願は、当該出願が公式に受理された日から 2 月目以内に公開されるものとする。

第 19 条 公開すべき出願内容

公式に受理された出願に関して知的所有権公報により公開すべき情報は、次のものを含むものとする。すなわち、出願公式受理通知書に記載の当該公式に受理された出願に関する一切の情報、もしある場合は、出願の譲渡及び出願の分割等に関する情報、出願書類に記載のクレームされた工業意匠を説明する若干の選別された写真／図面

第 20 条 公式に受理された出願についての詳細情報の入手

何人も、公式に受理された出願書類に記載されたクレーム対象の内容に関する情報を自ら縦覧することができ、又は所定のサービス手数料を納付して知的所有権庁に当該情報の提供を請求することができる。

第 5 節 出願の実体審査

第 21 条 実体審査の目的

実体審査とは、出願書類に記載されたクレーム対象の特許可能性を特許基準に基づいて評価し、かつ、保護の関係範囲(量)を決定することである。

第 22 条 実体審査の過程における調査結果の使用

22.1 実体審査を行うときは、知的所有権庁は、出願書類に記載されたクレーム対象の比較検討及び評価を所定の保護基準に基づいて行う目的で、本細則 33.2 に規定される必要最小限の調査対象における情報調査を行わなければならない。

22.2 優先権の主張を含む出願に関する実体審査に当たっては、知的所有権庁は、他国でされ

た対応する出願についての情報調査及び／又は審査結果を利用することができる。出願人は、自己の出願についての実体審査を支持するために、次に掲げる書類を知的所有権庁に提出することができる。

(a) 同一クレーム対象に関して他国でされた他の出願についての情報調査報告及び／又は審査結果

(b) 同一クレーム対象に関して他国でされた対応する出願に基づいて付与された特許証及び／又はその他の保護証書の写し

第 23 条 第三者の提出した意見の考慮

出願の実体審査の過程において、知的所有権庁は、保護証書の付与について提出された賛否両様の第三者の意見があればそれを考慮に入れるものとする。知的所有権庁は、当該意見を提出した第三者に対してそれらの者の意見が受け入れられるか否かを通知し、当該意見を受け入れない場合は、その理由を明記しなければならない。

第 24 条 方式上の欠陥の訂正及び／又は出願内容についての説明の要求

24.1 出願に関する実体審査の過程において、知的所有権庁は、出願人に対して、出願書類の内容についての説明及び／又は出願書類における方式上の欠陥の訂正を要求することができる。出願人が当該要求に応じない場合は、当該出願は取り下げられたとみなされ、更なる審査は行われぬ。

24.2 知的所有権庁は、出願人に対して、出願書類に記載されたクレーム対象の内容の範囲を超えた説明を求めるとはできず、また特に、出願人が秘密保持を希望する情報を提供するよう要求してはならない。

24.3 出願書類の補正及び補充は、すべて出願人自身によって行われるものとする。知的所有権庁が直接に前記の補正及び／又は補充の何れも行うことは認められない。

第 25 条 実体審査の停止

25.1 次に掲げる場合は、実体審査が停止されるものとする。

(a) 出願書類においてクレーム対象の内容が明確に開示されていない場合。すなわち、明細書、クレーム又は図面(又は写真)等のクレーム対象の内容を記載する書類がクレーム対象の内容の決定を不可能とする程度に必要な情報を欠いているか又はクレーム対象の特定を不可能とする程度に当該書類により提供された情報に一貫性のない場合

(b) クレーム対象が工業意匠特許をクレームするのに不相当であるか又は民法第 787 条及び政令第 5 条(3)に規定される特許することができない種類の主題である場合

(c) 出願人が実体審査の停止を請求したか又は自己の出願の取下若しくは放棄を表明した場合

25.2 知的所有権庁は、実体審査の停止及びその理由を実体審査結果の通知手続に従って出願人に通知しなければならない。(出願人自身の請求による停止の場合は除く。)

第 26 条 実体審査の停止についての審判請求；実体審査の再開

26.1 出願人は、知的所有権庁に対して実体審査の停止について審判請求をすることができ、知的所有権庁は、当該審判請求について本細則第 4 章第 3 節に規定される手続により審決する責任を有する。

26.2 当該審決が出願人の審判請求は正当化される旨を判定した場合は、知的所有権庁は、関係出願の実体審査を再開する。その場合は、知的所有権庁は、当該出願に関する実体審査についての所定の期限を延期することは認められない。

第 27 条 保護条件(特許基準)によるクレーム対象の特許可能性評価の内容及び手続

27.1 特許保護基準に基づくクレーム対象の評価とは、出願書類に記載されたクレーム対象が工業意匠特許をクレームするのに適当か否かを決定し、かつ、適当な場合は、各特許基準に応じてクレーム対象の特許可能性を評価することである。

27.2 特許基準に基づくクレーム対象の評価は、(出願が複数のクレーム対象を含み、かつ、単一性の要件を満たさず場合は)個別のクレーム対象を基礎として行われるものとする。各クレーム対象は、本細則第 3 章に規定の通り個別の特許基準を基礎として評価されるものとする。(出願が組物に言及している場合は)当該評価は、個別の製品を基礎として行われるものとする。クレームされた工業意匠の異なる実施態様に言及している出願については、評価は先ず基本的実施態様から行われるものとする。

27.3 各クレーム対象の評価は、次の何れかのときに完了する。

(a) クレーム対象が特許基準の 1 を満たさないと結論付ける理由の認定(この場合は、実体審査は、クレーム対象が特許基準を満たさないと結論をもって完了する。)

(b) クレーム対象が何れの特許基準も満たさないと結論付ける理由はないとの認定(この場合は、実体審査は、クレーム対象が特許基準を満たすと結論をもって完了する。)

第 28 条 実体審査の結果の通知

28.1 知的所有権庁は、出願人に対して、クレーム対象が特許基準を満たしているか否かの結論を明記した実体審査結果を通知する。

28.2 出願書類に記載されたクレーム対象が工業意匠特許をクレームするのに不適當である場合、又は適當であるとしても、それが特許保護基準を満たさない場合は、当該クレーム対象に対する保護証書付与の拒絶意思及びその理由、並びに出願人に対しそれについての意見を述べるために指定する通知日から 2 月の期間が、実体審査結果通知書に明記されるものとする。クレームされた保護の範囲(量)が広範過ぎるとみなされた場合は、その旨の主張及びクレームされた保護の範囲(量)を減縮する請求については、当該通知書にそれらが明記されるものとする。

28.3 出願書類に記載されたクレーム対象が特許基準を満たしているが当該出願に依然欠陥がある場合は、当該出願の欠陥、及び出願人が自己の意見を述べ又は欠陥を訂正するために与えられる通知日から 2 月の期間が実体審査結果通知書に明記されるものとする。更に、当該結果通知書には、出願人が当該欠陥を完全には訂正せず又は正当な反対の意見書を提出しないときは、保護証書付与が拒絶される旨を予告する記載が含まれるものとする。

28.4 クレーム対象が特許基準を満たさず場合、又は本細則 29.2 及び 29.3 に規定される事例について出願人がクレームされた保護の範囲(量)を減縮してクレーム対象が保護基準を満たすようにし及び／又は出願の欠陥を十分に訂正し及び／又は正当な反対の意見書を提出した場合は、実体審査結果通知書において、保護証書公開手数料、国家登録簿への登録手数料及び保護証書発行手数料を納付するために出願人に与えられる期間が決定されるものとする。本項に規定される出願人に与えられる期間は、出願人の当該結果通知書の受領日から起算して 1 月又は当該結果通知書の発行日から起算して 2 月の何れか先の期間とする。

28.5 所定の期間内に出願人が出願の欠陥を訂正しないか又はされた訂正が不十分であり及び／又は反対の意見書を提出しないか又は正当でない反対の意見書を提出した場合は、知的所有権庁は、関係出願について保護証書の付与を公式に拒絶する。出願人が本細則 28.4 に規定される実体審査結果通知書に記載された期間内に所要の保護証書公開手数料、国家登録簿

への登録手数料及び保護証書発行手数料を納付しない場合は、知的所有権庁は、当該出願について保護証書の付与を拒絶する。

28.6 複合クレーム対象を含む出願に関して一部のクレーム対象のみが本細則 28.5 に規定される事例に該当する場合は、保護証書付与の拒絶は、当該一部のクレーム対象についてのみ適用されるものとする。(すなわち、出願書類に記載されたその他のクレーム対象については保護証書が付与される。)

第 29 条 実体審査の期限

29.1 出願についての実体審査の期限は、出願の公開日から起算して 6 月とする。

29.2 実体審査の過程において、出願人が自発的に又は知的所有権庁の求めに応じて出願書類の補正及び／又は補充を行った場合は、実体審査の期間は 1 月間延期することができる。知的所有権庁の要求により出願書類の補正及び／又は補充がされた場合は、出願人に付与される書類の補正及び／又は補充のための期間は、実体審査実行のための期限決定において算入されないものとする。

29.3 実体審査の期限が満了する前に、知的所有権庁は、本細則第 28 条により出願人に実体審査結果通知書を送付しなければならない。

第 6 節 出願の補正

第 30 条 出願の補正、補充、分割、移転

30.1 知的所有権庁が出願拒絶通知書、保護証書付与拒絶通知書及び保護証書付与決定書の何れかを発行するまでは、出願人は、自発的に又は知的所有権庁の求めに応じて、出願の分割(すなわち、既存の出願から 1 又は複数のクレームされた工業意匠の分離)を含め、出願書類の補正及び／又は補充を行うことができる。

出願人は、適切な補正書類を、補正前の既存の内容と比較して補正後の内容を説明する陳述書と共に提出し、かつ、所定の補正手数料を納付しなければならない。

30.2 出願の補正及び／又は補充は、説明書に開示された内容を超えて保護の範囲(量)を拡張し、又は出願のクレーム対象の内容を変更するものであってはならない。補正又は補充の結果として求める保護の範囲(量)が拡張され及び／又はクレーム対象の内容が変更される場合は、出願人は、当該拡張及び／又は変更に対応した新たな出願書類を提出し、所定の関係手続をすべて当初から行わなければならない。

30.3 分割出願については、原出願の出願日及び優先日が維持されるものとする。各分割出願については、出願人は、その出願手数料及び原出願と独立して遂行される手続についてのその他の手数料を納付しなければならないが、優先権主張については追加手数料の納付を必要としない。分割出願は、方式について審査され、かつ、原出願の未了手続に従って処理されるものとする。出願の分割の請求日は、原出願の審査の期限を決定する目的では、出願の補正日とみなされる。(分割後の)原出願の処理は、所定の正規手続に従ってされるものとし、出願人は、出願の補正手数料を納付しなければならない。

30.4 出願人は、(出願を譲渡した場合、又は出願に基づく権利を相続により又は法人の合併若しくは分割により又は裁判所の判決に基づいて移転した場合は)自己の名称及び／又は住所の変更又は出願人の地位の代替について登録を請求することができる。当該変更の登録請求は書面とするものとし、請求人は所定の登録手数料を納付しなければならない。出願人は、複数出願に関する同一内容の変更登録を 1 請求書により請求することができる。ただし、出願人が、関係出願の合計数を基礎とし、当該変更について所定の登録手数料を一括して納付

することを条件とする。

第 III 章 特許基準に基づくクレーム対象の評価

第 31 条 出願書類に記載されたクレーム対象の工業意匠特許基準に対する適合性の評価

31.1 製品の外部形状，すなわち工業意匠の権原に基づいて保護することができる対象は，当該製品の外観を決定する形状，線，及び色彩についての必要かつ十分な美的特性の集積である。

31.2 出願書類に記載されたクレーム対象は，それが製品の内部形状(使用過程において見えない部分の形状)であるときは，当該製品の外部形状であるとはみなされない。従って，当該対象は工業意匠特許基準に適合しないとみなされる。

第 32 条 クレームされた工業意匠の原型としての利用可能性の評価

32.1 政令第 5 条(2)に従って，工業意匠は，外観が当該工業意匠である製品を大量に製造可能なときは，工業及び／又は手工業の製品製造のための原型として利用可能とみなされる。

32.2 次に掲げる場合は，クレーム対象は，当該クレーム対象と同一の外観を有する製品の製造のための原型としての利用可能性を有しないとみなされる。

(a) 出願書類に記載されたクレーム対象が製品の不安定形状(不安定形状を有する製品について)である場合

(b) 特別の熟練度を利用することによりクレーム対象と同一の外観を有する製品を製造することが初めて可能になるか又は出願書類に記載されたクレーム対象と同一の外観を有する製品の製造を繰り返し実施することが不可能である場合

第 33 条 クレームされた工業意匠の新規性の評価

33.1 クレームされた工業意匠は，それが政令第 5 条(1)に規定される基準を満たす場合は，新規性を有するとみなされる。

33.2 必要最小限の情報調査対象

(a) 出願書類に記載のクレームされた工業意匠の新規性を評価するために，少なくとも次の必要最小限の情報調査対象について調査が行われるものとする。

－ 知的所有権庁が公開した工業意匠特許出願であって，当該出願の優先日より先の優先日を有するすべてのもの

－ 当該出願の優先日の前 25 年以内に所轄当局又は他の国により公開／又は付与された工業意匠特許出願及び／又は工業意匠特許であって，知的所有権庁に備えの「工業意匠データベース」に保存された特許データベースで利用可能なすべてのもの

－ 知的所有権庁が収集保存している工業意匠に関するその他の情報調査対象

(b) 必要かつ可能なときは，調査は，必要最小限の情報調査対象を超えて行うことができる。

33.3 工業意匠の基本的形状特徴

(a) 工業意匠の基本的形状特徴とは，特有の形状，線，色彩，位置の相互関係，寸法の相互関係，及び当該工業意匠の内容を決定するのに必要かつ十分な集積を構成するその他の要素である。

(b) 次に掲げる要素は，工業意匠の基本的形状特徴とはみなされない。

－ 形状又は線は，製品の技術的機能又は実用的機能によってのみ決定される。たとえば，データディスクの平滑な形状は，当該ディスクと読み取り機等との間の相対的運動により決定される。

－ 要素の集積におけるその存在が美的印象を得る程度には効果的でない要素(製品について

の印象が当該要素の存在の有無に拘らず変わらないとみられる場合), 例えば通常の形状又は通常の線の変更であって, 当該変更が認識される程度には効果的でなく, 従って変更後の形状又は線が変更前に存在したのものとして依然認識されるもの。

－ 製品の原産地, 特性, 組成, 有用性, 用途等に関する指示のように商標機能を果たし又は伝達機能を果たす目的のみで製品上に付される語句及び/又は絵。例えば, 製品のラベルに使用される語句

33.4 情報調査, 同等な意匠及び調査報告

(a) 情報調査の目的は, 出願書類に記載された工業意匠と同一又は極めて類似の工業意匠を発見することである。ここで,

－ 2の工業意匠は, それらが基本的形状特徴の同一集積であり, それらの基本的な形状特徴すべてにおいて同一である場合は, 同一とみなされる。

－ 2の工業意匠は, それらが基本的形状特徴の同一集積であり, それらの基本的形状特徴の殆どにおいて同一である場合は, 類似とみなされる。

(b) 同等な意匠

同等な工業意匠は, 出願書類に記載された工業意匠と同一及び/又は極めて類似の工業意匠(所定の集積に関する最大多数の同一の基本形状特徴を含む。)である。

(c) 調査報告

情報調査の結果は, 調査報告書に記載され, これには調査分野, 調査範囲, 調査において収集された結果(発見されたすべての同等な工業意匠を列挙し, かつ, 公開又は情報についての調査対象及び公開又は開示の日付を明記することによる。)及び調査報告書の作成者(又は調査員)の名称が明確に表示されるものとする。

33.5 クレームされた工業意匠の新規性についての結論

(a) 出願書類に記載された工業意匠が新規性を有するか否かについての結論に関する理由付をするために, クレームされた工業意匠の基本的形状特徴の集積と同等な工業意匠の集積との比較を行うものとする。

(b) 出願書類に記載された工業意匠は, 次の場合は新規性を有するとみなされる。

－ 同等な工業意匠が最小限の情報調査対象において発見されない場合, 又は

－ 同等な工業意匠が発見されたが, 出願書類に記載のクレームされた工業意匠が同等な工業意匠の基本的形状特徴の集積中に存在しない少なくとも1の基本形状特徴を含む場合, 及び

－ クレームされた工業意匠が製品の周知の外部形状でない場合(当該意匠が次の1でない場合。すなわち, 既知であるか又は樹木, 花, 果実, 動物等の自然の形状を有する工業意匠の特徴の位置的再配置, 又は組立て又は組合せ。周知の幾何学的形状の形象(例えば, 円, 楕円, 三角形, 正方形, 長方形, 平面多角形, 前記の形状の断面を有する角柱等)。ベトナム又は世界において有名な製品又は作品の形状(例えば, 亀塔, 幸福-富裕-長寿の彫像, エッフェル塔等)。彫刻作品, 絵画, 彫像等のように美的価値のみを有する意匠)

第34条 特許可能性についての結論; 保護の範囲(量)の決定

34.1 出願書類に記載のクレームされた工業意匠が特許基準の少なくとも1を満たしていないと判定する理由が存在しない場合は, 知的所有権庁は, 当該工業意匠が特許基準を完全に満たす(工業意匠特許を付与するのに十分適格である)との結論を下すものとする。そうでない場合, 知的所有権庁は, クレームされた工業意匠が特許基準を満たさないとの結論を下し,

当該クレームされた工業意匠について工業意匠特許の付与を拒絶する。

34.2 クレームされた工業意匠が特許基準を完全に満たす場合は、保護の範囲(量)はクレームにより決定されるものとし、当該クレームにおいて当該工業意匠の明確な形状特徴が写真／図面の実例表示により指定されなければならない。

第 IV 章 保護証書の付与，登録，審判請求，停止及び無効

第 1 節 保護証書及びその副本の付与及び再発行

第 35 条 保護証書の付与

35.1 出願人が本細則 28.4 に規定される手数料を適時に全額納付した日から 10 日以内に、知的所有権庁は、政令第 23 条及び第 26 条の規定により、保護証書付与の手続を実行する。

保護証書付与後にそれに存在する何らかの誤りが発見された場合は、保護証書の所有者は、知的所有権庁に対して、付与された保護証書の記載の誤りを訂正するよう請求することができる。誤りの原因が出願人に帰する場合は、保護証書の所有者は、保護証書の内容の補正についての手数を納付しなければならない。誤りの原因が知的所有権庁に帰する場合は、保護証書の所有者は、誤りの訂正についての追加手数料を納付する必要がない。上記の訂正は、保護の内容及び対象並びに範囲(量)を変更することになってはならない。

35.2 知的所有権庁が保護証書付与の決定を発した日から後は、出願人は、自己の出願を他人に譲渡することができない。出願の譲渡契約が出願人と他人との間で締結されたが、知的所有権庁におけるその登録手続が未完了であった場合は、当該契約は付与済み保護証書を基礎とする工業意匠特許の譲渡契約に変更しなければならない。

第 36 条 保護証書副本の発行若しくは再発行又は保護証書の再発行を請求する権利

36.1 工業意匠についての工業所有権が共有される場合は、政令第 26 条(3)に従って知的所有権庁により発行される保護証書の原本を受け取ることができない共有者は、知的所有権庁に対して、保護証書の副本の発行を請求することができる。ただし、それらの者は、副本の発行について所定の手数を納付しなければならない。

36.2 次の場合は、保護証書(その副本を含む。)の付与を受けた工業所有権の所有者は、知的所有権庁に対し保護証書及び／又はその副本の再発行を請求することができる。ただし、その者は保護証書発行について所定の手数を納付しなければならない。

(a) 保護証書又はその副本を紛失した場合。ただし、再発行を認める正当な理由が示されることを条件とする。

(b) 保護証書又はその副本が損傷した(例えば、使用に耐えない程度まで毀損し、汚れ又は文字が薄れた)場合。ただし、損傷した保護証書又はその副本を提出しなければならない。

第 37 条 保護証書副本の発行若しくは再発行又は保護証書の再発行の請求に係る一件書類

保護証書の副本の発行若しくは再発行又は保護証書の再発行の請求のための一件書類は、次に掲げる書類を含まなければならない。

(a) 保護証書の副本の発行／再発行の請求書、又は保護証書の再発行の請求書(請求書は、本細則の別表に規定される様式に従って作成しなければならない。)

(b) 保護証書及び／又はその副本の紛失又は損傷の理由を記載した陳述書(保護証書又はその副本の再発行請求の場合)

(c) 委任状(工業所有権代理人機関を通じて請求の場合)

(d) 保護証書及び／又はその副本の発行についての手数料の納付証

第 38 条 保護証書副本の発行／再発行又は保護証書の再発行の請求に係る一件書類の処理

38.1 知的所有権庁は、保護証書の副本の発行／再発行又は保護証書の再発行の請求の一件書類については、請求の受領日から1月以内に、これの審査を行うものとする。当該請求の一件書類が前記の要件を満たしている場合は、知的所有権庁は、保護証書の副本の発行／再発行又は保護証書の再発行の決定を下し、当該発行について国家登録簿における該当する保護証書一覧に記録する。

38.2 保護証書の副本の内容は、その各原本に記載されたすべての情報を含むものとする。保護証書及び／又はその副本の再発行版の内容は、関係の保護証書の各原本又はその副本に記載されたすべての情報を含み、適切に「副本」又は「再発行版」の表示が付されるものとする。

38.3 一件書類が本細則第37条の規定を遵守していない場合は、知的所有権庁は、保護証書の副本の発行の拒絶通知又は保護証書の再発行の拒絶通知を発し、そこには当該拒絶の理由を明記しなければならない。

第2節 国家登録及び保護証書の付与決定の公告

第39条 工業意匠の国家登録簿

39.1 工業意匠の国家登録簿(「登録簿」)は、特許を付与された工業意匠に関して国家により確立され、かつ、承認された工業所有権の法的地位についての十分な情報を含む公式かつ公的なデータベースである。

39.2 登録簿は、各保護証書に記載された項目に対応する項目を含み、各項目は、保護証書についての情報(連続番号、付与日、保護対象の名称、保護の範囲(量)、有効期間、所有者の名称及び住所、創作者の名称)、保護証書付与の関連する出願についての情報(連続番号、出願日、優先日、工業所有権代理人機関(もしあれば)の名称)、保護証書の補正、保護証書の効力についての情報(効力維持、停止、無効)、特許された工業意匠を使用する権利の所有権又は当該権利の移転についての情報、並びに保護証書の副本又は保護証書の再発行版の連続番号、発行日、所有者の名称についての情報を適切に含むものとする。

39.3 登録簿は、知的所有権庁によって、紙、電子媒体又はその他の方式で作成され保存されるものとする。何人も、電子媒体による登録簿についての調査(利用可能な場合)を行うこと、又は知的所有権庁に登録簿の一部の写し(すなわち、登録簿の記載中の希望する部分の抄本)を提供するよう請求することができる。登録簿の記載の抄本を請求する者は、その複写サービスについて所定の手数料を納付しなければならない。

第40条 保護証書の付与決定の公告

知的所有権庁は、付与された各保護証書について、付与決定日から第2月以内に工業所有権公報により公告する。出願人は、所定の公告手数料を納付しなければならない。

公告すべき情報は、関係する決定の内容、保護された工業意匠を描写した1若しくは複数の写真又は図面を含む。

第3節 保護証書の付与手続に関する審判請求

第41条 審判請求の権利を有する者、審判請求の対象及び期限

41.1 政令第27条(1)に基づいて審判請求の権利を有する者は、知的所有権庁により発せられた工業意匠登録に関する最終的な公式拒絶通知及び／又は決定に対する審判請求の手続を政令第27条(3)に規定される審判請求の期間内に提起することができる。

41.2 政令第27条(3)に規定される第1審の審判請求の提起期間は、告訴告発法第31条に適合するためには、審判請求をする権利を有する者が知的所有権庁による出願受理の拒絶、関

係保護証書付与又は保護証書付与拒絶の関連通知若しくは決定を受け取り又は知った日から起算して90日とする。

第42条 審判請求の一件書類

42.1 一般要件

審判請求の一件書類は、本細則5.1(a)から5.1(e)までに規定される方式要件に従って作成しなければならない。審判請求の各一件書類は、審判請求の対象となる1の決定又は通知に言及しなければならない。複数の決定又は通知が審判請求についての同一の内容及び反論の対象となる場合は、審判請求の1の一件書類は、当該決定又は通知に言及することができる。ただし、審判請求人は、審判請求の対象である決定又は通知のそれぞれを基礎として所定の審判請求手数料を納付しなければならない。

42.2 審判請求の一件書類は、次に掲げる書類を含まなければならない。

- (a) 本細則の別表に規定される様式に従って作成された審判請求書
- (b) 審判請求の対象である決定書又は通知書の写し
- (c) 第1審判請求についての決定書の写し(第2審判請求の一件書類にも適用)
- (d) 審判請求における反論を支持する証拠(必要な場合)
- (e) 委任状(工業所有権代理人機関を通じて審判請求する場合)
- (f) 審判請求手数料の納付証

42.3 審判請求における反論を証明し又は明確化するために使用することができる一切の書類(書証)又はその他の物品(物証)は、証拠となる。

証拠は、次に掲げる要件に従って提出しなければならない。

- (a) 外国語で作成された書類も証拠とすることができる。ただし、所轄当局の要求を受けたときは、ベトナム語翻訳文を提出しなければならない。
- (b) 証拠が個人若しくは組織により作成された捺印のない書類であるか又は外国の個人若しくは組織の名称に基づいて作成された書類である場合は、当該書類には、公証人の署名証明又は権限ある他の機関の署名証明がなければならない。
- (c) 証拠が情報媒体である場合(出版物、ビデオテープ等)は、当該媒体の出所及び発行日及び/又は出版日、並びに当該媒体に含まれる情報の出所及び公開日を明記しなければならない。
- (d) 物証の場合は、審判請求の内容に直接関係するその特徴について明確な説明書を添付しなければならない。

第43条 審判請求人の責任

審判請求人は、証拠提出における真実性を保証する責任を有し、自己の不実証拠の提出による如何なる結果についても責任を負うものとする。

第44条 審判請求の取下

44.1 審判請求人は、審判請求手続中いつでも審判請求の取下に関する陳述書を作成することができる。審判請求の取下が工業所有権代理人機関を通じて実行される場合は、当該審判請求の取下についての授權を関係委任状に明記しなければならない。

44.2 審判請求が取り下げられた場合は、当該審判請求の一件書類は請求人に返却されず、また納付済み審判請求手数料も返還されないものとする。

第45条 審判請求の処理

45.1 審判請求の一件書類の受領後10日以内に、当該審判請求の所轄当局は、所定の方式要

件を基礎として一件書類を審査し、次いでそれらを審理のために受理するか否かを書面で審判請求人に通知する。なおそこには、当該一件書類の受領日及び／又は当該一件書類の受理拒絶の理由を明記しなければならない。

45.2 審判請求の一件書類は、次の場合は審理のため受理されないものとする。

- (a) 審判請求人が審判請求をする権利を有していない場合
- (b) 審判請求の一件書類が所定の審判請求提起期間後に提出された場合
- (c) 審判請求の一件書類が上記の要件を満たしていない場合

第 46 条 利害関係人

46.1 審判請求の一件書類が審理のために受理された場合は、所轄当局は、審判請求の当該紛争に直接利害関係を有する者(「利害関係人」)に審判請求の内容を書面で通知し、所定期間内に自己の意見を提示するよう要求するものとする。前記の所定期間は、通知が発された日から2月とする。

46.2 利害関係人は、自己の反論を立証するための情報及び／又は証拠を提出することができる。

46.3 利害関係人が所定期間の満了までに自己の意見を提示しない場合は、当該審判請求の審理は、審判請求人の提出した反論のみに依拠する。

第 47 条 審判請求についての決定

審判請求人及び(もしあれば)利害関係人により提出された反論及び証拠に依拠して、所轄当局は、政令第27条(4)に規定される審判請求の処理期間内に、審判請求について審理し、当該審査請求についてその決定を下す。

その決定を下す前に、所轄当局は、審判請求人及び利害関係人に対して、各他方当事者により提出された抗弁及び反証であって紛争解決に使用できると考えられるもの及び所轄当局の審判請求についての仮決定を通知し、それらの者が意見を提示するための、当該通知の発出日から起算して2月の期間を決定する。所轄当局の要求に応じて反論及び証拠を提出するために審判請求人及び利害関係人に与えられる期間は、審判請求人による一件書類の補正及び補充のための期間とみなされ、審判請求の処理のための期限決定において算入されないものとする。

第 48 条 審判請求についての行政決定の効力

審判請求の審決結果に応じるその後の手続は、次に基づいてのみ行わなければならない。

- (a) 審判請求人が第1審判請求に対して第2審判請求をせず又は行政訴訟を提起しなかった場合は、第1審判請求についての行政決定、又は
- (b) 審判請求人が第1審判についての行政決定に対して第2審判を請求し又は行政訴訟を提起した場合は、第2審判請求についての行政決定又は裁判所の判決

第 4 節 保護証書の効力停止、無効

第 49 条 保護証書の効力停止／無効を請求する権利

保護証書の有効期間中、何れの第三者も、政令第28条及び第29条の規定により、かつ、本節に規定される手続により保護証書の効力停止又は無効を請求することができる。

第 50 条 保護証書の効力停止／無効の請求に係る一件書類

50.1 保護証書の効力停止又は無効の請求に係る一件書類は、本細則5.1(a)から5.1(e)までに規定される方式要件に従って作成しなければならない。

50.2 1の一件書類によって、請求人は、同一の理由及び反論に基づく1連の保護証書につい

て効力停止／無効を請求することができる。ただし、当該請求人は、各関係保護証書に関する請求について所定の手数料を納付しなければならない。

50.3 保護証書の効力停止又は無効の請求に係る一件書類は、次のものを含まなければならない。

(a) 本細則の別表に規定される様式に従って作成された、保護証書の効力停止／無効を求める請求書

(b) 証拠(必要なとき)

(c) 委任状(工業所有権代理人機関を通じて請求する場合)

(d) 所定の手数料の納付証

第 51 条 保護証書の効力停止／無効の請求の処理

51.1 保護証書の効力停止／無効の請求の一件書類は、審判請求の処理手続に関する本細則第 45 条、第 46 条、第 47 条及び第 48 条に規定される審判請求の処理手続に従って処理されるものとする。

51.2 保護証書の効力停止／無効の請求処理についての知的所有権庁の決定に不服がある場合は、請求人及び／又は利害関係人は、本細則第 45 条、第 46 条、第 47 条及び第 48 条に規定される手続により、関係する決定又は通知に対して審判請求をすることができる。

51.3 保護証書の効力停止／無効の決定に従う保護証書の内容は、知的所有権庁公報により公告され、かつ、工業意匠の国家登録簿に登録されるものとする。

51.4 保護証書の効力停止の請求人が当該保護証書の所有者である場合は、知的所有権庁はその者の請求による効力停止が第三者の利益を害する虞があるか否か(すなわち、関係する対象に関し有効なライセンス許諾契約が存在しているか否か)のみを考慮するものとし、本細則 51.1 及び 51.2 に規定される手続に従っては関係一件書類を処理しないものとする。

第 V 章 保護証書の補正及び更新

第 1 節 保護証書の補正

第 52 条 保護証書の補正を請求する権利

保護証書の所有者は、自己の名称及び住所の何らかの変更、及び／又は保護証書の所有権の変更(相続によるか、企業の合併、分離、法的形態の変更によるか、又は裁判所の判決等による所有権の移転)の登録を知的所有権庁に対して請求する権利を有する。保護証書の所有者からの所有権の受益者もまた、保護証書の所有権の変更の登録を請求することができる。

前記の名称及び／又は住所及び／又は所有権の変更についての登録の請求人は、保護証書の補正について所定の手数料を納付しなければならない。

第 53 条 保護証書の補正請求に係る一件書類

前記の内容の保護証書の補正を求めるためには、関係保護証書の所有者は、次に掲げるものから構成される保護証書の補正請求書を知的所有権庁に提出しなければならない。

(a) 本細則の別表に規定される様式に従って作成された保護証書の補正請求書

(b) 関係保護証書の原本

(c) 保護証書の所有権の変更を証明する書類(例えば、相続証明書、法人の合併、設立又は分離の証明書、裁判所の関係判決書等)(保護証書の所有権変更の登録請求の場合)

(d) 保護証書の補正について所定の手数料の納付証

(e) 委任状(工業所有権代理人機関を通じて請求する場合)

第 54 条 一連の保護証書の補正請求

1 の一件書類により、請求人は一連の保護証書についての補正を請求することができ、当該請求はまた、同一内容の変更に関するときは、本細則 30.1、30.2 及び 30.4 に規定される出願書類の補正請求に組み込むこともできる。ただし、請求人は、各関係保護証書及び／又は出願書類の補正について所定の手数料を納付しなければならない。

第 55 条 保護証書の補正請求の処理

知的所有権庁は、請求書の受領日から 1 月以内に保護証書の補正請求の一件書類を審査する。その結果、当該請求が正当なものであると認められた場合は、知的所有権庁は、当該請求により保護証書の補正を行い、当該補正を国家登録簿の関連項目に登録し、かつ、当該補正を工業所有権公報により公告する。そうでない場合は、知的所有権庁は、当該補正を拒絶する意思をその理由と共に請求人に対して通知し、かつ、請求人が当該一件書類中に欠陥があればそれを訂正するか又はその者が反対の意見書を提出するための、通知日から 2 月の期間を決定する。当該所定の期間内に請求人が欠陥の訂正を行わず又は行ったが不十分であり及び／又は反対の意見書を提出しないか又は正当でない反対の意見書を提出した場合は、知的所有権庁は、当該補正請求の公式拒絶についての通知を発する。

第 2 節 保護証書の更新

第 56 条 更新の条件

工業意匠についての保護証書の更新をするため、その有効期間の満了前 6 月以内に、当該保護証書の所有者は知的所有権庁に更新請求の一件書類を提出しなければならない。更新請求の一件書類は、前記の期限より後で提出することもできるが、当該保護証書の有効期限の満了後 6 月以前に提出しなければならない。ただし、請求人は、更新手数料の他に遅延納付の各 1 月当たり所定の更新手数料額の 10 パーセント相当の割増手数料を納付しなければならない。

第 57 条 更新請求に係る一件書類

保護証書更新の一件書類は、次に掲げる書類を含まなければならない。

- (a) 本細則の別表に規定される様式に従って作成された保護証書の更新請求書
- (b) 保護証書の原本(請求人が保護証書の原本に更新についての注釈を挿入する必要がある場合)
- (c) 更新について所定の手数料の納付証
- (d) 委任状(工業所有権代理人機関を通じて提出の一件書類について)

第 58 条 更新請求に係る一件書類の処理

知的所有権庁は、更新請求の一件書類を当該一件書類の受領日から 1 月以内に処理する。当該一件書類が次に掲げる何れにも該当しない場合は、知的所有権庁は、更新の決定を下し、当該更新を国家登録簿に登録し、またそれを工業所有権公報により公告する。

- (a) 更新請求の一件書類が無効であるか又は所定の手続に従わずに提出された場合
- (b) 請求人が関係保護証書の所有者でない場合

当該一件書類が前記の場合の 1 に該当することが明確になった場合は、知的所有権庁は、当該更新請求を拒絶する意思及びその理由についての通知を発し、かつ、請求人が当該一件書類の欠陥があればそれを訂正し又はその者自身の反論を提出するための 2 月の期間を決定する。請求人が当該所定の期間内に当該欠陥を訂正しないか又は正当な反論を提出しないときは、知的所有権庁は更新請求の公式拒絶についての通知を発する。

第 VI 章 手数料の徴収及び返還；所定期間の延長及び短縮

第 59 条 手数料の徴収

知的所有権庁は、一件書類／出願書類、又は知的所有権庁での手続実行の過程において何らかの請求書を受領したときは、所定の手数料の納付証を点検する。

所定の全額が納付されていない手数料については、知的所有権庁は、納付を要する各項目の手数料の種類及び金額を明記した納付請求書を発行し、それを関係の出願人／請求人に送付する。全額納付された項目の手数料については、納付された手数料の種類及び金額を明記した 2 通の領収書が納付者に提供されるものとする。出願人は、関係の一件書類／出願書類に当該領収書の 1 通を添付し、所定の手数料の納付を証明する証票とする。

第 60 条 手数料の返還

納付された手数料は、次に掲げる場合は、納付者の請求により、全額又は一部が返還されるものとする。

- (a) 納付された金額が所定の金額を超えている場合
- (b) 政令第 32 条(2) 第 2 段落に規定される事案に該当する場合

第 61 条 手数料返還の方法

納付した手数料金額の返還の請求人は、次の何れか 1 の返還方法を選択することができる。知的所有権庁における直接返還によるか若しくは通貨振替サービス(郵便局、銀行等)による方法、又は返還されるべき当該金額を他の役務及び／又は手続に関して納付すべき金額に充当する方法。手数料の返還が通貨振替サービスにより行われる場合は、その受取人は関係の送金費用を負担しなければならない。手数料返還の請求人は、知的所有権庁の発行する様式に従って作成され、希望する返還方法を明確に表示した手数料返還請求書を提出しなければならない。

手数料返還請求書を受領した場合は、知的所有権庁は、返還金額及び返還方法を明記した返還通知書を発行し、それを返還の請求人に送付する。手数料の返還額の受取人は、知的所有権庁が作成した返還証に署名を付さなければならない。

手数料返還請求が受理されない場合は、知的所有権庁は、返還の拒絶を請求人に通知し、当該通知書において拒絶理由を明記しなければならない。

第 62 条 期間の延長

他の場合に延長を許可する特定の規定に従う期間とは別に、書類の補正及び補充についての所定の期間及び／又は知的所有権庁の結論若しくは意思に対する反対の意見書の提出についての所定の期間は、関係の手続を実行する者の請求により、当該所定の期間に相当する期間のみを 1 回に限り延長することができる。ただし、当該請求人は、(所定期間経過後に当該一件書類／出願書類の審査を行う手数料として)延長について所定の手数料を納付しなければならない。

第 63 条 期間の短縮

知的所有権庁又はその他の所轄当局において工業所有権に関する手続を行う者は、当該機関に対して所定の期限より前に手続を実行するよう請求することができる。ただし、当該請求人は、所定の期限前の一件書類／出願書類の審査について所定の手数料を納付しなければならない。

知的所有権庁及びその他の所轄当局は、それらの能力と現在の状況に応じて、所定の期限より前に手続を実行する請求を受領し又は拒絶することができる。

第 VII 章 最終規定

第 64 条 工業所有権に関する公的義務を履行する者の責任

64.1 労働契約に基づいて職務を行う公務員及び従業者を含め、知的所有権庁及びその他の所轄当局の職員であって本細則に規定される手続の遂行に任ずるすべての者(以下「工業所有権公務遂行者」という。)は、それらの者が遂行する職務に関する法規定を厳格に順守する義務を有する。

64.2 工業所有権公務遂行者が違法な行為を行った場合は、それらの者は、公務員の規律及び重大な補償責任に関する 1998 年 11 月 17 日の政令 NO. 97/1998/ND-CP の規定及び労働法により懲戒処分を受けるものとする。

64.3 工業所有権公務遂行者が違法な行為を行い他人に損害を与えた場合は、それらの者は、国家公務員及び手続機関の職員により生じた損害に対する賠償裁定に関する 1997 年 5 月 3 日の政令 NO. 47/CP の規定に従って、損害賠償金を支払うものとする。

第 65 条 不服申立

権利確定の手続に関する決定及び通知とは別に、本細則に規定される工業所有権手続を実行する者は、知的所有権庁及びその他の所轄当局の他の決定又は通知に対して不服、告発及び行政手続に関する法規定に従って不服を申し立て又は訴訟を提起することができる。政令第 27 条及び本細則第 45 条、第 46 条、第 47 条及び第 48 条に規定される不服申立及びその解決の順序及び手続は、上記の決定及び／又は通知についての不服申立にも準用される。

第 66 条 工業意匠登録手続の実行に当たっての出願及び個々の手続に関する規則

科学技術省は、他の文書により、政令及び本細則の規定に従う工業意匠登録手続の実行に当たっての出願及び個々の手続に関する規則を定める。

第 67 条 施行

本細則は、科学技術環境省の 1996 年 12 月 31 日の細則 NO. 3055/TT-SHCN に規定される工業意匠に対する工業所有権の確立に関する手続についての規定を代替する。

本細則は、官報による公布の日から 15 日後に施行する。